

# 労働者派遣個別契約書

派遣先である発注者と派遣元である受注者は、労働者派遣基本契約書（以下「基本契約書」）の規定に従い、下記の派遣就業条件により労働者派遣個別契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

支出負担行為担当官  
航空局長

印

受注者

印

許可(届出受理)番号 派(特) -

派遣業務名	業務
派遣労働者の従事業務内容	業務(令第4条第1項第号)業務
発注者の責任者	航空局 部長 課 XX-XXXX-XXXX
受注者の責任者	(株) 部長 課 XX-XXXX-XXXX
発注者の指揮命令者	航空局 部長 課
発注者の代行指揮命令者	(株) 部長 課
派遣人員	業務 名
派遣場所	航空局 部 課 XX-XXXX-XXXX
組織単位	航空局 部 課(課長)
派遣期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
就業日	月～金(ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。)
就業時間及び休憩時間	就業時間: XX:XX~XX:XX 休憩時間: XX:XX~XX:XX 一日あたりの所定就業時間: X時間X分
時間外労働及び休日労働	就業時間外の労働は1日 時間、1か月 時間、1年 時間の範囲で命ずることができるものとする。また、就業日以外の就労は、1か月に 日の範囲で命ずることができるものとする。
派遣契約単価(取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含まない)	時間内派遣契約単価: 円/時間 時間外派遣契約単価: 円/時間
派遣代金の支払条件	受注者は発注者に 業務内容を報告し、その内容が発注者による検査に合格したときは、受注者は派遣契約単価に における派遣労働者の実働合計時間(1時間未満の端数がある場合、30分未満については切り捨て、30分以上については切り上げるものとする。)を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額(1円未満の端数は切り捨て。)を発注者に請求することができる。なお、発注者は受注者から派遣代金の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に派遣代金を受注者に支払わなければならない。
安全衛生等	発注者及び受注者は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受注者の安全衛生に関する規定を適用する。
福利厚生等	発注者は派遣労働者に対し、派遣業務を円滑に遂行する上で必要な物品の貸与、技能若しくは技術の指導の実施及び福利厚生に関する施設で派遣労働者が利用可能なものは便宜の供与に努めるものとする。 利用可能施設: 診療所、食堂、売店、運動施設、休養室、更衣室、授乳室、ロッカー、...

派遣契約解除の措置	<p>1. 派遣契約解除の事前の申入れ及び理由の明示 労働者派遣基本契約書第45条第3項に記載。</p> <p>2. 就業機会の確保 受注者及び発注者は、契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない契約解除を行った場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>3. 損害賠償等に係る適切な措置 労働者派遣基本契約書第45条第4項に記載。</p>
苦情処理に関する事項	<p>発注者は派遣労働者から苦情を受けた場合、苦情の内容を受注者に通知するとともに、受注者との密接な連携のもとに、誠意をもって、遅滞なく、苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならない。なお、その結果については、受注者から派遣労働者に通知することとする。</p>
発注者の苦情申出担当者	<p>航空局 部 課 長 XX-XXXX-XXXX</p>
受注者の苦情申出担当者	<p>(株) 部 課 長 XX-XXXX-XXXX</p>
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	<p>労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元事業者に対して手数料を支払うものとする。 なお、手数料は別途協議して定めることとする。</p>
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	<p>無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。</p>